

小池としあき市政レポート

令和4年8月5日発行

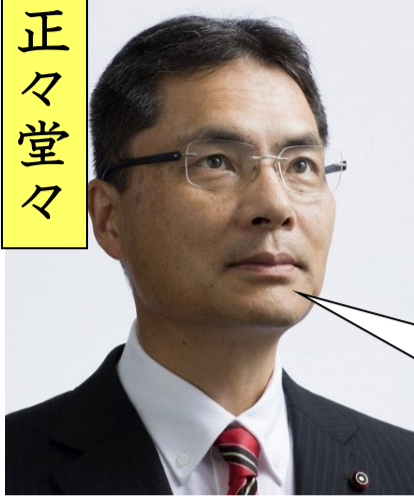
小池としあき 〒417-0001 富士市今泉 2305-5

TEL: 52-5453 FAX: 69-1129

ホームページ: <https://www.koike473.com/>

E-mail: koike473@ab.thn.ne.jp

正々堂々



小池としあきが6月定例議会で、51回目の一般質問に臨みました！！

7月からの「静岡県盛土等の規制に関する条例」施行に伴う富士市の対応と、公共施設の長寿命化等(ファシリティマネジメント=FM)を進める上で重要となる建築系技術職員の確保・育成について質しました！！

質問 1-(1) 県条例施行後(7月以降)、市は違法な土砂埋立て対策にどう取り組んでいくのか？

① 県条例施行後(7月以降)、市は不適正(違法)な土砂埋立てに対し、監視や指導等の対策にどう取り組むのか？

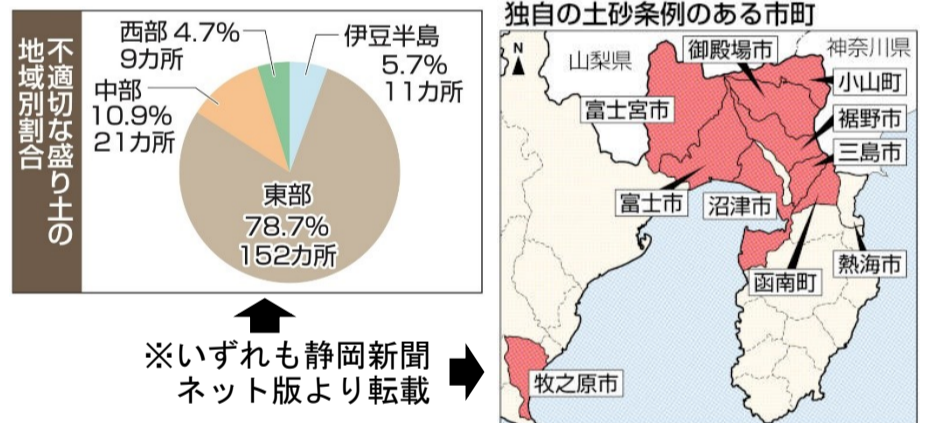
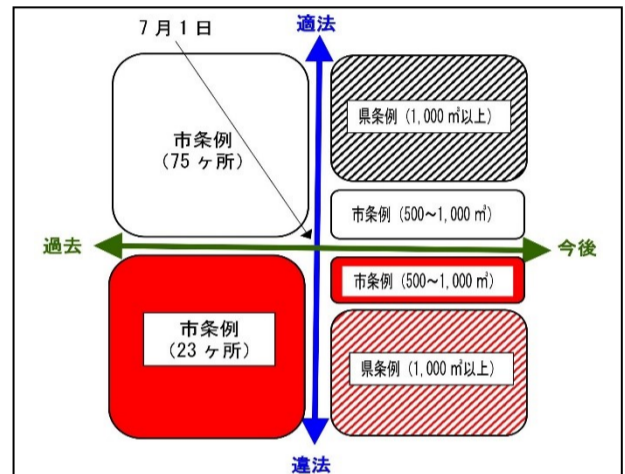
(市長) 県と市の条例に基づき、その役割を面積1,000㎡、土砂量1,000㎡を境に、それ以上を県が、それ未満を富士市が、と棲み分けることになるので、運用など詳細については県と協議・情報共有を図りつつ、隙間のない指導を行っていく。

また、現在市条例に違反している盛土等については、県条例が遡及適用にならないため、現状の規模に関わらず、7月以降も富士市が市条例に基づき、監視や指導等を行っていく。

② 県内の不適切盛土193ヶ所の内、8割が東部地区に集中しており、悪質業者は市町の境界等は関係なく移動し、埋められる場所を捜している。問題を抱える東部地区の首長に小長井市長が呼びかけ、独自の「東部地区連絡協議会」的な組織を作り、連携して悪質業者に対応していくことは考えられないか？

(市長) 盛土対策に関し、国への法制化要望を富士山ネットワーク会議(5市1町)で取組んでいる。更に範囲を拡大し独自の土砂条例を有する等の6市3町と県・県警で構成する「富士山麓周辺市町土砂埋立問題担当者会議」が設置されている。今後は東部地区一丸で取り組むため、対応件数が多い富士市がこうした組織をリードし取り組んでいく。

「静岡県盛土等規制条例」と「富士市土砂等埋立て規制条例」の棲み分け



質問 1-(2) 県条例で規定する「土砂等搬入禁止区域」制度の活用見通しは？

県条例で規定する「土砂等搬入禁止区域」

第6章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第32条 知事は、盛土等区域(面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、盛土等に用いられる土砂等の量が1,000立方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の区域において盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

(土砂等の搬入の禁止)

第33条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

① 県条例32・33条で規定する「土砂等搬入禁止区域」の指定と、そこへの搬入禁止規定は、違法盛土に関し、それが拡大する前に未然に防ぐ、あるいは取り締まる上で機能することが期待されると考えるが、富士市としてはどう関わり、活用できると考えているか？

(市長) 「土砂搬入禁止区域」は、知事が6ヶ月以内の期間を区切り区域を指定し、不特定の者への搬入行為を禁止するという、期間限定、集中的な対応を可能にする区域と理解している。

現在、本市としては不適正な無許可盛土23ヶ所のうち、稼働している現場をパトロール等で把握しており、現在稼働しているのは1ヶ所である。禁止区域の指定は、こうした悪質な事案を最優先にさせていただきたいと考えている。

その他の無許可盛土についても、いつまた稼働するか油断できないため、県や警察と緊密に連携していきたいと考えるが、禁止区域の指定について定める32条1項には、知事が指定する際の市の役割や連携については規定されていないため、現時点ではどのように連携するかは不明である。市としては個別事案ごとに協議等の対応をお願いしたいと考えている。

県条例施行前に摘発、容疑者が逮捕された違法盛土埋立て現場

(いずれも静岡新聞ネット版より転載)

富士市大淵(4年6月)



沼津市宮本(4年3月)



質問2・・・公共施設の長寿命化・ファシリティマネジメント (FM) と、建築技術者の育成にどう取り組んでいくのか？

① まちづくりセンター、中央病院を始めとする**公共施設の長寿命化等(FM)**を進めるにあたっては、**公共施設マネジメント推進部会**として①担当課で施設別のリニューアル計画の作成が進んでいるか、②リニューアル計画に基づき設計・工事が進んでいるか、を進行管理していくべきではないか？

(市長) 今後は**年度初めに公共施設マネジメント推進部会**を開催し、**資産経営課が事務局**となり各施設のFM計画の進捗に関し**チェック・進行管理**を行っていく。

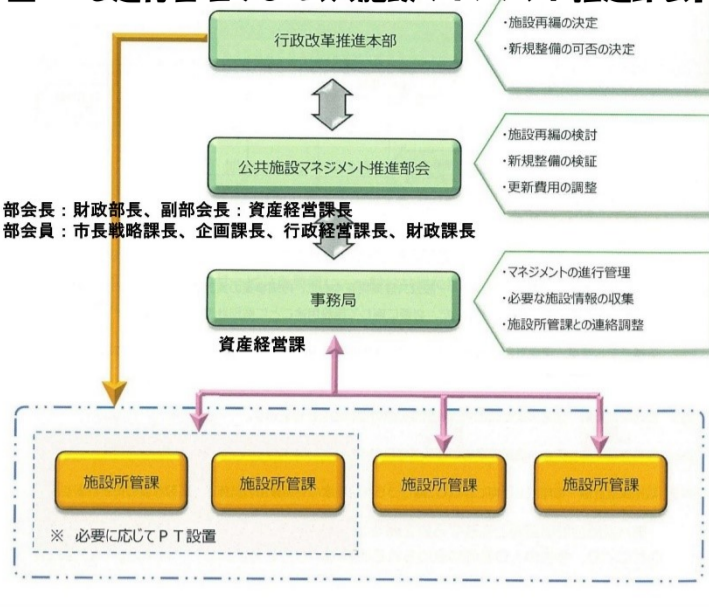
② 大規模リニューアルにあたっては関係住民との意見交換、予算等を踏まえた中でそれらを最大限反映した改修設計等の面で**建築系技術職員**が果たすべき役割はこれまで以上に大きくなる**と考える**。

建築系技術職員の育成については、経験のあるOB技術職員を施設保全課に専門員等＝任期付職員として配置し、若手技術職員を現場で育てる(OJT) べきではないか？

(市長) **有効な手段の一つと考えるので検討していきたい**。

(再提案) 建築技術者にとって、まちづくりセンターの新築・改修に携わることは、**建築意匠・設備等の面でほぼ全てについて技術力アップ**を図る上で**最適規模の建物**であると、他市の設計事務所の方から聞いた。**上下水道等と同様、技術承継の面からも取り組むべきと考える**。

FMを進行管理する「公共施設マネジメント推進部会」



大規模リニューアルを予定している公共施設と建築技術職員の育成体制案



4~7月の活動 ...3年ぶりに開催のイベントが増えました。マスクを外し、ウイズ・コロナをどう実践していくかの段階だと思っておりますが？



卓球教室「REGAL」さんの移転オープン(4/9)・・・元日本代表の山梨有理さんが代表を務める卓球教室が津田(吉原)から横割(富士駅南)に移転し、リニューアルオープンしました！



3年ぶりのブナ林創造事業(4/29)・・・標高1,000mにある市有林を伐採した跡地で、土はフカフカでしたが、途中から雨が降り出し、300人で約2,000本の苗木を植え切りました！



富士山夢ロード補植事業(5/8)・・・イノシシやシカの食害等で枯れたフジザクラやブナ、計60本を植え直しました。「ふじさん夢ロード」の看板が立ち、駅選選手が本当に走っていました！



「富士のふもとの大博覧会」(5/28)・・・3年ぶりの開催で、それもコロナ前と同じフルサイズ規模で行われました。しかし建物内は間隔を取った店の配置で少し寂しい感じでした！



3年ぶりの「吉原祇園祭」(6/11)・・・久しぶりに西仲町にお邪魔し、山車を引かせていただきました。露店は南町公園に集約されましたが、やはり本町通りに(山車と露店のセット)です！



比較的涼しい中で4年度最初の「滝川の土手普請」(6/18)・・・ジャトコの40人以上の皆さんに協力いただき、川側の法面をほぼ刈ることができました。9月の開花まであと2回！



東静歩こう会さんの「アルコロジー」(6/26)・・・6月の環境月間にちなみ、富士駅から田子浦みなと公園を回る17kmのコースでゴミを拾いながら歩きます。本当に頭が下がります！



夏の豪雨に備えた「田宿川の川そうじ」(7/3)・・・春～夏の間、水草は1ヶ月で1mも伸びます。ジャトコの皆さんにも協力いただいて水草を刈り、水位が30cm以上下がりました！



富士高「創立100周年」の人文字撮影(7/8)・・・記念DVDに動画として収録するため、バラバラでいた生徒・教職員900名が、合図に合わせて動き人文字を創る様子をドローンで撮影！



富士市森林財産委員会の管内視察(7/12)・・・コロナ禍で木材需要が高まり、値段が上がっていますが、山から切り出された直径30cmの丸太1本はわずか4,000円にしかありません！